

構造計算適合性判定手数料改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当機構におきましては、平成22年から福島県指定構造計算適合性判定機関として、適確・迅速に業務を行って参りました。平成27年度の建築基準法改正後、初めて、消費税の増税や物品価格等の上昇に伴い、令和元年10月1日より下記のと通りの構造計算適合性判定手数料とさせていただきます。

今後は、データによる事前審査も行い、業務の迅速化を図って参りますので、引き続き当機構をご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

改訂後の手数料表

	床面積の合計	構造計算が認定プログラムにより行われたもの	左記以外の方法により行われたもの
一	1,000 m ² 以内のもの	140,000円	181,000円
二	1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	161,000円	232,000円
三	2,000 m ² を超え、 10,000m ² 以内のもの	191,000円	280,000円

備考：別表において「床面積」とは、構造計算適合性判定を行う建築物の床面積をいう。

この場合において、建築基準法施行令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、本規程の適用についてはそれぞれ一の建築物とみなす。